

令和4年7月15日

全国知事会 会長 平井 伸治 様
全国市長会 会長 立谷 秀清 様
全国町村会 会長 荒木 泰臣 様
各公立文化施設設置自治体 首長各位

公益社団法人全国公立文化施設協会
会長 野村 萬齋

新型コロナウイルス感染症や光熱水費高騰等の不可抗力により生じた公立文化施設を運営する指定管理者等の損出に対する補填について（お願い）

このことについて、当協会として、下記のとおり要望いたしますので、各自治体で設置された公立文化施設の置かれている厳しい現状をご賢察の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 要請内容

別紙「要望書」のとおり

2 問い合わせ先

公益社団法人 全国公立文化施設協会 岸正人

住所：東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館4階

電話：03-5565-3030（FAX：03-5565-3050）

メール：bunka@zenkoubun.jp

要 望 書

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、当協会としても全国の各文化施設等と一致協力し、感染防止対策と地域文化芸術活動の継続に全力を挙げて取り組んでおります。

今回の要望は、全国の公立文化施設を取り巻く社会、経済状況が大きく変化する中で、直近の現状をお伝えし、指定管理制度により運営されている施設管理者への損失補填等について、設置自治体に対する適切な助言や要請等を行っていただくよう求めるものです。

○当協会の概要

公益社団法人全国公立文化施設協会は、全国の自治体が設置した地域の劇場や音楽堂等の公立文化施設約1,300館を会員とする公益法人です。会員施設のうち、指定管理者による管理運営が約7割となっています

○公立文化施設を取り巻く現状

新型コロナウイルス感染症は、発生から既に2年半に及び、去る5月に一定の行動制限の緩和がされつつも、今また第7波による感染の再拡大が懸念されています。国においては、医療状況等を踏まえて、現時点では、更なる行動制限には慎重な対応となっています。このような状況下、緊急事態宣言等の発出まではされていないものの、各自治体においては、地域版の警報や注意報で注意喚起がなされ、公立文化施設の現場では、実施する自主公演等の中止や来場者のチケットキャンセル、施設利用者の貸館利用キャンセルや借り控え等が多く見られるようになってきています。

併せて、ウクライナ情勢や円安等に伴うエネルギー調達コストの上昇により、今年度の予算策定時よりも光熱水費が著しく高騰しています。

これらの影響により、指定管理者の募集や年度協定締結時には想定できなかった不可抗力ともいえる利用料金の大幅な減収や維持管理等通常経費の増大は、公立文化施設の運営を著しく損なうことと危惧しております。

このようなことから、指定管理者制度の本来の趣旨に基づいて自治体と指定管理者間の協議が円滑に進み、公立文化施設の安定的運営と併せて、公立文化施設の持つ役割の十分かつ効果的な発揮と地域の文化芸術活動の一層の活性化のため、下記事項について格別のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 損失補填について

事業中止や貸館のキャンセル、光熱水費の高騰等不可抗力に伴う損失分に対しては、設置自治体から施設運営者（指定管理者等）へ補填をすること。

2 感染防止等への支援について

指定管理料の通年の管理運営経費に加え、新型コロナ感染防止対策や光熱水費高騰に伴い必要となる消耗品や機器の購入等に係る緊急対策経費について、十分な予算措置をすること。

3 持続可能な継続的運営の確保

指定管理者が自主努力により生み出した余剰利益について、単年度内で全額や一定額を自治体に戻入する運用を改め、不測の事態に備えるとともに、自立・安定した施設運営に資するため、一定のストックを確保できる柔軟な制度運用の方策について、中長期的な視点で検討すること。

令和4年7月15日

公益社団法人全国公立文化施設協会